



曾於市の制度がまるっとわかる

そお暮らしの ハンドブック

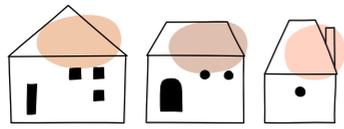


本誌の 活用方法

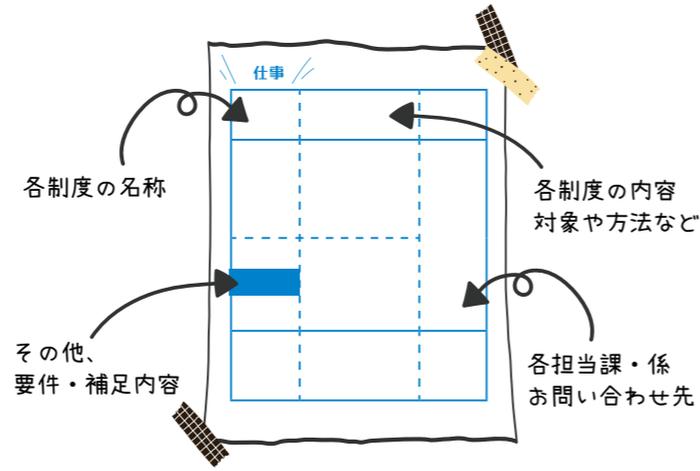
曾於市(そおし)には、さまざまな支援事業や補助金制度などがあります。このハンドブックは各項目ごとに一覧できる表になっていますので、ぜひご利用ください。



曾於市公式 HP



そお暮らしのハンドブック 表の読み方



※ 詳しくは各担当課・係へお問い合わせください。

もくじ



- 2 … もくじ
- 3 … 仕事
- 4～5 … 子育て世代
- 6～7 … 住まい
- 8～9 … 教育
- 10～11 … 生活



仕事

曾於市新規就農者支援対策事業

※他にも要件あり。申請の後に、審査します。

曾於市の農業の担い手を育成するため、新規就農者支援対策事業の対象者として認定された方に対し、認定後2年間にわたって月額5万円から15万円を支援するものです。市内に住所及び施設を所有する18歳以上55歳以下の方で、専業で農業に従事する方が対象となります。

農政課
(農政係)
☎ 0986-76-8808

商工業新規就業者支援対策事業補助金

※他にも要件あり。申請の後に、審査します。

地域の活性化並びに将来ある商工業の確立のため、認定された新規就業者に対し補助金を交付します。次のいずれかに該当する方が対象になります。

- (1) 個人事業を開業して2年以内の者
- (2) 個人事業を引継いで2年以内の者のうち、経営改善を行う者
- (3) 法人を2年以内に設立した代表者
- (4) 法人を引継いで2年以内の者のうち、経営改善を行う者

【補助金額】

- (1) 及び(3)に該当する場合…月額7万円(交付期間2年以内)
- (2) 及び(4)に該当する場合…月額5万円(交付期間2年以内)

商工観光課
(商工振興係)
☎ 0986-76-8282



店舗新築・改築補助金

※補助対象者や補助対象工事には他にも要件あり。申請の後に審査します。

既存建物若しくは既存店舗から店舗への改築又は店舗新築工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

【補助対象工事】

工事に要する経費が20万円以上で、店舗の新築、修繕、補修、改築及び増築のための工事や壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事等が対象になります。工事着手前に事前審査申請書の提出が必要です。

【補助金額】

補助対象工事に要する経費の100分の30に相当する額で、当該経費の100分の30に相当する額が50万円を超えるときは50万円

曾於市農林業及び商工業後継者等結婚祝金

※他にも要件あり。申請の後に、審査します。

農林業及び商工業後継者並びに農林業及び商工業新規就業者が結婚した場合に祝金を支給します。本市の住民として住民基本台帳に登録されている方で、今後、農林業及び商工業に従事し、地域の農林業及び商工業の振興に寄与すると認められる者。

【祝金額】 5万円

農政課
(農政係)
☎ 0986-76-8808
商工観光課
(商工振興係)
☎ 0986-76-8282

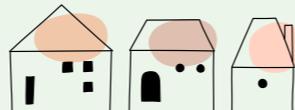
子育て世代

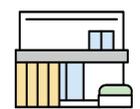
子育て世代包括支援センター	結婚・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて地域の保健医療や福祉に関する機関と連携を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	
不妊治療費助成	生殖補助医療・一般不妊治療・先進医療の治療（保険適用・保険適用外どちらも対象）に要する自己負担額を1年間50万円を上限として助成します。ただし、高額療養費・付加給付・その他の助成額を差し引いた額を助成します。助成金の申請は、治療が終了した日から1年以内です。	
妊婦健診費等助成	母子健康手帳交付時に妊婦健診を公費で受けられる妊婦健康診査受診票（14回分）を発行します。また、妊娠5か月頃に送付される「健口ママ歯科健診のお知らせ」で妊婦歯科健康診査を1回限り無料で受診できます。	
出産子育て応援給付金	母子手帳交付時に保健師等と面談後に出産応援給付金5万円を給付します。 妊娠8か月前後のアンケートに回答し、かつ、こんにちは赤ちゃん訪問で面談後に子育て応援給付金5万円を給付します。	
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭全てを助産師・保健師が訪問し、身体測定・発育状況の確認、育児や授乳に関する相談に応じます。	
産後ケア事業	産後1年未満の産婦及び乳児で、産後ケアを希望される方全てが対象です。市が委託する助産所等で宿泊型サービス、日帰りサービスを利用できます。 支援内容は、産後の心身のケア、乳房ケア、育児のサポート、育児相談などに応じます。利用料は無料です。	<p>子育て未来課 (子育て支援係) ☎ 0986-76-1734</p>
各種乳幼児相談・健診事業	発達時期に応じて母子健診・相談を実施しています。 定期的に保健師・歯科衛生士・栄養士・助産師・保育士等と面談し、いつでも相談できる体制を整えています。 【乳児期】 3～5か月児健診・離乳食準備教室（4か月児）・6～7か月児健康相談・9～11か月児健診 【幼児期】 1歳児健康相談・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・4歳児歯科健診	
子育て支援センター	市内3か所で未就学の親子が気軽に集い、育児・子育て相談のできる場や情報を提供し、子どもの健やかな育ちを支援します。	<p>子育て未来課 (子育て支援センター係) ☎ 0986-76-6565</p>
一時預かり	未就学（0歳から5歳児）の子どもを対象に、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減、急病やその他一時的に保育が必要な場合に一時預かりを実施しています。（一部私立保育園、子育て支援センター）	

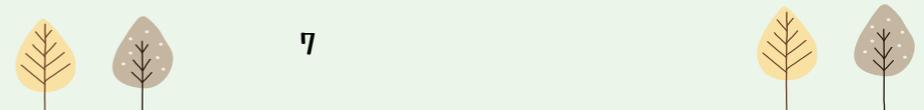
病後児保育	お子さんが病気の回復期間に、保育所等で集団保育ができない場合、保護者が就労または疾病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由で、家庭での保育が困難な時に病後児保育施設でお預かりする制度です。（きらりの星こども園で実施）	<p>子育て未来課 (子育て保育係) ☎ 0986-76-8870</p>
放課後児童	放課後児童クラブで、小学校の授業終了後や小学校休校日に生活の場を提供します。保護者が就労などにより昼間に不在となる家庭の小学生が利用できます。	
保育所等の保育料軽減	0～2歳児の保育料について、国の基準よりさらに軽減を行っています。	
ファミリー・サポート・センター	子育てのお手伝いをしてほしい方とお手伝いができる方を会員として登録し、地域の中で子育ての手助けを行い合う会員組織で、子どもの預かりや送迎等の相互援助活動を行います。 ※令和6年度の開設に向けて、令和5年度は準備期間中です。	
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等で保険証適用により支払った医療や薬などの費用の一部負担金（食事療養費は除く）を助成します。	
出産祝金	お子さまの誕生を祝福し、すこやかな成長を願い、出産祝金を支給します。 【支給額】第1子・第2子：10,000円、第3子以降：100,000円	<p>子育て未来課 (子ども福祉係) ☎ 0986-76-8870</p>
児童手当	児童手当は、中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。（所得制限あり） 【支給月額】 3歳未満：一律15,000円、3歳以上小学校終了前：10,000円（第3子以降は15,000円） 中学生：一律10,000円、特例給付対象者、一律5,000円、所得上限を超えた方は支給対象外です。 【支給時期】 毎年6月・10月・2月にそれぞれの前月分までが支給されます。	
児童扶養手当	児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親又は母親と生計を共にしていない児童の父親又は母親、あるいは父親又は母親に代わって、その児童を養育している方などに対し支給されます。（所得制限あり） 【支給時期】 奇数月の11日（11日が土日祝日の場合は11日より前の平日）	
子ども医療費助成	高校卒業（18歳に達する年度の3月31日）までの、保険証適用により支払った医療や薬などの費用の一部負担金（食事療養費は除く）を助成します。	
障害児福祉	児童福祉法による障害のある児童を対象としたサービスとして、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援するサービスを受けられます。また、児童障害福祉サービス利用負担の軽減を受けられます。	<p>福祉介護課 (障害福祉係) ☎ 0986-76-8807</p>
はじめての絵本事業	市内に住む満3歳になるお子さんを対象に、絵本を配布しています。絵本引換券は、対象の家庭に通知しますので、曾於市立図書館（末吉本館・大隅分館・財部分館）のカウンターにお越しいただき、引換券をご提示ください。 開館時間：午前9時～午後6時（休館日：月曜日、第3水曜日）	<p>生涯学習課 (生涯学習係) ☎ 0986-76-8873</p>

住まい

<p>住宅取得祝金</p> <p>※他要件あり。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>市内に定住を目的とした住宅を取得した方に対し、祝金として現金と市内で使える商品券を交付します。令和5年4月1日以降に住宅の登記をし、登記をしてから1年以内の方が対象になります。</p> <p>【補助金額】 基本支給：30万円、転入者加算：50万円、子ども1人：10万円、子ども2以上：20万円 最大100万円</p>	
<p>結婚新生活補助金</p> <p>※他要件あり。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>新婚世帯の新生活に伴う、賃貸住宅住居費又は引越し費用を補助します。令和5年3月1日から新たに婚姻をした世帯で、婚姻日において夫婦の年齢が共に39歳以下で、かつ世帯の所得が500万円未満である世帯が対象となります。家賃の補助上限月は4か月分で、初月を入居月、入居月の翌月から選択していただけます。また、賃貸借契約書は夫婦の氏名が記載されている必要があります。引越し費用は、対象期間に引越業者又は運送業者へ支払った費用が対象となります。</p> <p>【補助金額】 夫婦ともに29歳以下：上限60万円、39歳以下：上限30万円</p>	<p>企画政策課 (定住推進係) ☎0986-76-8802</p>
<p>東京圏移住・就業支援金</p> <p>※他要件あり。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>東京23区（在住者又は通勤者）から鹿児島県内へ移住し、移住支援金の就業要件を満たす就業をした方、起業支援金の交付決定を受けた方のいずれかに、移住先の市町村を通して移住支援金を給付する制度です。住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、直前に連続して1年以上東京23区に在住していた方または東京圏から23区に通勤していたU・Jターナーが条件の一つとなっています。</p> <p>【補助金額】 単身：60万円、2人以上の世帯：100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者1人につき100万円を加算</p>	
<p>オーダーメイド型移住体験ツアー</p> <p>※募集定員に上限あり。</p>	<p>オーダーメイド型移住体験ツアーでは、移住希望者のご要望・移住を検討するうえで気になっていることを事前にヒアリングし、ニーズにあった体験（農業体験や自然スポットの案内等）ができます。移動交通費・宿泊費などの費用は市が全額負担します。</p>	
<p>住宅リフォーム促進事業</p> <p>※事前申請（着工前）の後、審査します。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>住居や空き家のリフォーム工事の経費及び家財等撤去費用の一部を補助します。</p> <p>【補助金額】 ①住居リフォーム：最高額15万円 ②空き家リフォーム：最高額市内30万円、市外50万円 ③家財等撤去：最高額7万円</p>	
<p>危険廃屋解体撤去補助</p> <p>※事前申請（着工前）の後、審査します。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>危険廃屋の取壊し・撤去・処分にかかる工事を市内の解体業者等に発注する場合に、その経費の一部を補助します。</p> <p>【補助金額】 ①対象工事費30万円以上100万円以下：最高額30万円 ②対象工事費100万円超200万円以下：最高額35万円 ③対象工事費200万円超：最高額40万円</p>	<p>まちづくり推進課 (住まい政策係) ☎0986-76-8874</p>
<p>曾於市空き家バンク利用促進補助</p> <p>※事前申請（着工前）の後、審査します。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>空き家バンクに登録された空き家の改修工事、DIYリフォームの経費及び家財等撤去費用の一部を補助します。</p> <p>【補助金額】 ①住宅改修：最高額市内75万円、市外150万円 ②DIYリフォーム：最高額30万円 ③家財等撤去：最高額15万円</p>	



<p>宅地関連等災害復旧事業</p> <p>※事前申請（着工前）の後、審査します。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>集中豪雨や台風等により被害を受けた宅地等の復旧経費の一部を補助します。</p> <p>市内の建物の敷地や個人専用の道路に対する集中豪雨や台風等の災害で、補助対象経費が10万円以上の復旧工事が対象になります。</p> <p>【補助金額】 最高額100万円</p>	<p>まちづくり推進課 (住まい政策係) ☎0986-76-8874</p>
<p>地域振興住宅</p> <p>※他要件あり。事前申請（着工前）の後、審査します。</p>	<p>世帯主又は配偶者がおおむね40歳以下で2年以上曾於市外に住民登録がある方、同居親族があることなどの要件を満たし曾於市に定住を希望する方へ新築賃貸住宅を提供します（建設地は旧3町の市街地および柳迫地区を除く）。木造平屋建・3LDK又は4LDKの月額家賃21,000円で将来的に入居者への払い下げが可能となる住宅です。</p> <p>※毎年募集戸数が異なり、募集時期は1月から2月頃です。</p>	<p>まちづくり推進課 (住宅管理係) ☎0986-76-8874</p>
<p>木造住宅耐震診断・改修工事補助金</p> <p>※着工前に申請が必要。補助金の交付回数は木造住宅1棟につき1回となります。</p>	<p>地震による木造住宅の倒壊等を防ぐため、耐震診断及び耐震改修工事の費用の一部を補助します。</p> <p>昭和56年5月31日以前に着工された、現に住居の用に供している又は居住の用に供することが見込まれる2階建て以下かつ延べ面積500平方メートル以下の木造住宅、長屋又は共同住宅が対象となります。</p> <p>【耐震診断補助金額】 交付対象経費の総額に相当する額とし、12万円が上限額</p> <p>【耐震改修補助金額】 交付対象経費の10分の9以内とし、30万円が上限額</p>	
<p>がけ地近接危険住宅移転事業</p> <p>※着工前に申請が必要。</p>	<p>がけ地の崩壊等による危険から市民の生命・財産を保護するため、危険住宅を安全な場所に移転を促進し、危険住宅の撤去及び移転等住宅の取得（新築・購入）、土地の購入、敷地造成の費用の一部を補助します。</p> <p>昭和46年8月31日以前に建築された住宅で、高さが2mを超え、勾配が30度を超えるがけの近接地に建っている住宅や県が指定した土砂災害特別警戒区域内にある住宅が対象となります。</p> <p>【補助金限度額】 【除却等費】 撤去費：木造住宅3.1万円/m²、非木造住宅4.4万円/m² 引越費用等：97.5万円/戸 【建物助成費】 建設465万円、土地取得206万円、敷地造成60.8万円</p>	<p>まちづくり推進課 (住宅施設係) ☎0986-76-8874</p> 
<p>地域産材利用促進事業補助金</p> <p>※他要件あり。事前申請（着工前）の後、審査します。</p>	<p>地域産材の需要喚起と利用を促進するため、地域産材を使用し、かごしま緑の工務店により曾於市内に建築された住宅に対して助成を行なう事業です。</p> <p>【補助金額】 一律30万円※住建築後の申請になりますが、住宅の登記をしてから1年以内の方が対象になります。</p>	<p>耕地林務課 (林政係) ☎0986-72-8810</p>
<p>自治会振興助成金・加入促進助成金</p>	<p>自治会振興助成金は「戸数割」と「規模加算額」の構成で、年1回10月に交付します。「戸数割」は、1戸数当たり年額3,500円を交付し、「規模加算額」は、自治会の加入戸数の規模に応じて交付します。加入促進助成金は、転入等で新たに自治会に加入された世帯が基準を満たした場合、新規加入世帯に1万円を新規加入のあった自治会に1世帯当たり5千円を交付します。</p>	<p>企画政策課 (地域コミュニティ係) ☎0986-76-8802</p>



曾於高校総合支援対策事業補助金

- ① 制服等購入補助（入学時のみ）
曾於市内の中学校を卒業した新入生の、制服一式に係る購入費の2分の1以内（3万円を限度）の額を補助します。
- ② 資格取得費補助
特定の資格や試験に合格した場合、受験料の2分の1以内の額を補助します。
- ③ 通信講座受講料補助
通信講座等の受講料を一部、または全額を補助します。
- ④ 遠距離通学費補助
通学距離が片道7km以上で、公共交通機関を利用の場合は、定期券または回数券購入費の3分の1以内の額を補助します。
並びに曾於市思いやりバスを利用の場合は、全額を補助します。



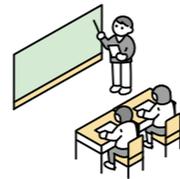
育英奨学資金貸与

- 【貸与額】**
- 1 入学支度金 1回に限り50万円
 - 2 育英奨学資金
高等学校等に在学する方………月額10,000円（年額120,000円）
短期大学等及び大学等に在学する方…月額40,000円（年額480,000円）
- 【貸与期間】**
- 1 入学支度金 1回のみ（短期大学等又は大学等に4月に入学する者）
 - 2 育英奨学資金
貸与開始年度の4月から学校の正規の修業期間を終了するまで。

就学援助費（準要保護）

- 本市では、国の基準に基づいて、
- ①学用品費、②通学用品費、③校外活動費（宿泊を伴わないもの）、④新入学児童生徒学用品費、⑤修学旅行費、⑥体育実技用具費、⑦医療費、⑧学校給食費、⑨オンライン学習通信費を対象者に交付します。
- ※医療費について、認定前に学校健診の対象となる治療を行う場合は、領収書の保管をお願いします。ひとり親家庭医療費助成制度・子ども医療費助成制度の利用もできますが、重複受給は出来ませんので、ご注意ください。

教育総務課
（総務係）
☎ 0986-76-8871



特別支援就学奨励費

- 特別支援教室に在籍する児童生徒及び特別支援教育のため在籍学校以外の学校へ通級指導を受けている児童生徒の保護者が対象となります。
- ①学校給食費、②修学旅行費、③校外活動費（宿泊を伴わないもの）、④学用品購入費、⑤通学用品購入費、⑥新入学児童・生徒学用品費等、⑦体育実技用具費、⑧通学費、⑨オンライン学習通信費を対象者に交付します。

各種大会出場費補助金

- (1) 交付対象となる各種大会の範囲は、次の通りです。
合唱コンクールについては、補助対象外です。
ア 中学校体育連盟が主催する県大会以上の大会
イ 吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクールの県大会以上の大会
ウ 中学校英語教育研究会が主催する英語弁論大会の県大会以上の大会
エ 県教育委員会が主催する大会
- (2) 補助金の額は、各種大会に選手を派遣するために要する経費で、曾於市職員等の旅費に関する条例の規定により算出された旅費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）です。
- (3) 補助金交付の対象となる各種大会出場者の範囲は、監督者及び市内の中学校に在籍する生徒で大会出場選手として登録された者又は大会主催者が定める出場者数以内です。

小学校児童遠距離通学費補助金

- ア 学校までの通学距離が片道4km以上の児童に対して、月額1,000円を補助します。ただし、出席日数が10日以上ある月について補助しますので、8月分の支給はありません。
- イ 次に該当する者は、補助の対象となりません。
(ア) 小学校スクールバスが運行している地域の者
(イ) 指定通学区域を変更して就学する者
(ウ) 他の補助金と重複する者
- ウ 申請者の通学距離については、教育委員会教育総務課で実測し、交付・不交付決定を行います。
- エ 出席日数の確認のため、年度末になりましたら対象者の出席簿を確認します。

自転車又はヘルメット購入補助金（中学校）

- ア 学校長が許可した通学用自転車購入者全員に対して補助します。（初めて自転車通学を行う者）。
- イ 「通学距離が片道5km以上の生徒」となっていますが、この通学距離は通学路として学校長が認め、一般に利用し得る最短の経路（道路）の距離によるものと考えます（上限3万円）。
- ウ 通学距離が5kmに満たない生徒で、新たに学校長が許可した者のうち新規に自転車を購入した生徒を補助の対象とします（上限1万円）。
- エ 次に該当する者は、補助の対象となりません。
(ア) 他の補助金と重複する者
(イ) 市が運行するスクールバスを利用する者
(ウ) 指定通学区域を変更申請して就学する者
(エ) 年度途中で通学方法を変更する者
(オ) 新規購入でない通学用自転車（転入前の学校で使用していた場合を含む。）を通学に使用する者
- オ 補助金を得ていた者が転居等により、途中で通学バスを利用するようになった場合は、補助金の一部を返還することになります。

教育総務課
（総務係）
☎ 0986-76-8871



集団宿泊学習（小学校・中学校）

- (1) 補助対象経費について
集団宿泊学習事業に参加する児童・生徒及び引率者（教職員）の交通費、活動費、食費、宿泊費、講師謝礼金等に要する経費が対象となります。
- (2) 補助金
1人当たり2,000円を上限に補助。2,000円に満たない場合は、実費額を補助します。

曾於市学校給食費負担軽減補助金

- 曾於市では、子育て世代の経済的負担を軽減し子どもたちが健やかに成長することができる社会を実現するため、曾於市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者が負担している学校給食費に対して補助金を交付しています。なお、この補助金はふるさと納税による全国からいただいた寄付金を財源としています。
- 【補助金額】**
月額給食費×11月（夏休みを除く学校給食実施月数）×2/3を限度とした額
- 【補助金の交付方法】**
保護者は、毎月の給食費から補助金額を差し引いた金額を学校へ納入することになります。（補助金申請につきましては保護者の手続きは不要です。）

教育総務課
（学校給食係）
☎ 0986-76-8871

空調設備の設置

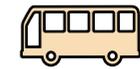
児童生徒の教育環境の充実のため、市内すべての市立学校の普通教室に空調設備を設置しています。

GIGAスクール構想に向けた整備

令和の学びのスタンダードとして1人1台のタブレット型端末を配備しています。また、市立学校の普通教室に大型ディスプレイを配備するなどして、ICT教育の充実を図っています。

教育総務課
（学校管理係）
☎ 0986-76-8871

<p>日曜・休日在宅 当番医</p>	<p>日曜・休日でも安心して医療機関を受診できるよう体制を整えています。医師会員が交代で診療にあたります。 詳しくは、市報やホームページをご覧ください。</p>	<p>保健課 (健康増進係) ☎ 0986-76-8806</p>
<p>24 時間健康・ 医療相談 サービス</p>	<p>医師・保健師・看護師などの相談スタッフが 24 時間・年中無休体制で「気になる身体の症状」「けがの応急処置方法」「医療機関のかかり方」などわかりやすくアドバイスします。</p>	
<p>小規模水道に 対する補助制度 (小規模水道事業)</p>	<p>水道事業以外の小規模水道において、安全で良質な飲料水の使用促進と施設整備等に対して補助金を交付します。</p> <p>(1) 飲料水水質検査補助金 飲料水の水質検査料の 2 分の 1 以内で補助金を交付します。</p> <p>(2) 小規模水道施設整備費補助金 小規模水道の施設整備や修繕にかかった経費の 2 分の 1 以内で補助金を交付します。</p>	
<p>浄化槽設置に 関する補助制度 (浄化槽設置 整備事業)</p>	<p>市内全域（公共下水道区域以外）で、合併浄化槽を設置する方に補助金を交付します。</p> <p>(1) 浄化槽設置整備事業補助金 5 人槽：332,000円 7 人槽：414,000円 10 人槽：548,000円</p> <p>(2) 単独浄化槽又は汲み取り槽撤去費補助金 合併浄化槽へ転換した際、単独浄化槽又は汲み取り槽の撤去費用に対して 9 万円を限度に交付します。</p> <p>(3) 単独浄化槽又は汲み取り槽転換に伴う配管補助金 合併浄化槽へ転換した際、配管の布設替え費用に対して 30 万円を限度に交付します。</p>	<p>水道課 (管理係) ☎ 0986-76-8812</p> 

<p>生ごみ処理機 器購入補助金</p>	<p>家庭から出る生ごみの減量と再資源化のため、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付します。</p> <p>【補助金交付対象】 生ごみを減量化および再資源化するための蓋付きの機器、コンポスト容器、電気式生ごみ処理機で市内の店舗で購入されたもの。</p> <p>【補助金額】 生ごみ処理機器の購入額の 2 分の 1 以内（上限額 25,000 円）</p> <p>【備考】 原則として 1 回限り、生ごみ処理機器 1 基に対してのみ交付</p>	<p>市民環境課 (環境係) ☎ 0986-76-8805</p> 
<p>曾於市思いやりバス 曾於市思いやりタクシー</p>	<p>市民や来訪者の交通手段を確保し、地域の活性化と福祉の向上に寄与するため、曾於市思いやりバス・思いやりタクシーを運行する事業者に対し、当該運行に要する経費の一部を補助しています。</p> <p>【料金】 片道：大人 200 円、子ども 100 円 回数券：2,000 円 (200 円券 11 枚綴りを車内で販売しています。)</p> <p>※ 6 歳未満の小児で、大人に同伴して乗降する場合は、大人 1 人に対し小児 1 人は無料です。</p>	<p>企画政策課 (政策調整係) ☎ 0986-76-8802</p> 
<p>曾於市思いやりバス 曾於市思いやりタクシー 無料乗車券</p>	<p>曾於市思いやりバス・思いやりタクシー無料乗車券は、市内に住所を有し、運転免許証を自主返納した方が申請した日から 5 年間利用できる乗車券です。</p>	
<p>SooGoodFM</p>	<p>市民の安全・安心に関する情報発信を基本に、日常生活に不可欠な生活情報や行政情報、イベント情報などを放送します。</p>	<p>企画政策課 (広報統計係) ☎ 0986-76-8802</p>
<p>防災ラジオ (全世帯無償配付)</p>	<p>災害情報や避難情報など、市民の生命や財産に関わる重要な情報を伝達するため、防災ラジオを全世帯に配付しています。 また、イベント情報や市民に役立つ情報を 1 日 3 回放送しています。</p>	

曾於市公式 HP



 鹿児島県 曾於市

☎ 899-8692 鹿児島県曾於市末吉町ニ之方 1980 番地

<https://www.city.soo.kagoshima.jp>

※このハンドブックに記載されている内容は令和5年4月現在のものとなります。